

申込前に必ずこの条件書をお読みください。ラララ・オーストラリア（LALALA Australia Pty.Ltd が運営）が定める条件書に基づき、学校入学手続き、その他条件書に記載する留学プログラムについて申込をして頂きます。申込者とラララ・オーストラリアの権利・義務について、この条件書をもってラララ・オーストラリアはご対応させていただきます。条件書は、申込者御一人につき一つの条件書を適用させていただきます。複数、団体様の申込につきましては、その相当数の条件書をご用意し、適用させていただきます

1 LALALA Australia Pty.Ltd について

LALALA Australia Pty.Ltd は、オーストラリア政府の法律に基づいて設立、登録されている会社組織です。留学を希望される方に対して、オーストラリアの学校のへの入学手続き、およびそれに付随する各種サポートサービス業務を行います。

2 契約の申込と成立

契約の申し込みについて、ラララ・オーストラリアホームページ内の申込フォーム、または各学校や付随機関の専用申込書に記入の上、電子メール FAX、または郵便にてご提出頂きます。

当社が紹介する各種学校・その他留学に付随するプログラム、当社が提供するサービスに対して、授業料などの費用を申込者が当社指定の方法により、当社または各種学校や当該機関に対してお支払い頂きます。契約の成立時期は、ラララ・オーストラリアが申込者に対し、学校手続き、留学プログラムを提供し、申込者に対して申込みを承諾する旨を伝え、申込者が申込書の提出、指定の費用の受理を確認したときとします。

3 業務内容について

当社は、条件書に基づき以下の科目についてサービスをご提供いたします。

○留学カウンセリング・留学に関する情報提供

申込者の希望する学校やその他留学に付随する留学プログラムについて情報提供を行います。提供は調査できる範囲内で無料で行います。

○学校入学手続き全般

当社の提携する各種学校への無料手続き代行を行います。学校のへの手続きは、各学校の入学規定書も適用する。入学規定書は学校側が日本語訳を持っていない限りは英語の原文を読みますが、原文を日本語に訳すことは行っておりませんのでご了承ください。ただし、不明な部分については、口頭で可能な範囲内でご説明申し上げます。

○滞在先の手配依頼

当社が提携する学校が提供する滞在先手配、その他、ホームステイ、学生寮、シェアアコモデーションなどの滞在先を紹介している各機関のへの代行手続き。

上記、手配代行については、その期間の滞在先申込条件も適用する。

当社が紹介している独自のホームステイ、学生寮、学生シェアハウス、の手配。

○入国後のオリエンテーション

オリエンテーション内容については別紙オリエンテーションを参照してください。

○入国後のサポートサービス全般

○各サービスの詳細については、以下の当社ホームページをご覧ください。

<http://www.lalalaaustralia.com/info/GENC/SUPP/>

4 お申し込み条件

○ご紹介する学校や留学プログラム、その他留学に付随するサービスが規定する年齢、性別、資格、技能その他参加条件を満たしていること。

○当社の業務上の都合がある場合、申込みをお断りする場合があります。

○当社より留学に関するカウンセリングがスタートし、留学プログラムなどの申込時期が1年以上先になる場合は、準備期間が長くなりますので、申込代金500ドルを頂きます。

その申込代金500ドルは、留学プログラムの契約成立時に費用の一部として充当されます。

○専門学校申し込みの場合、学校側による学期（3カ月単位）ごとの諸変更には、カリキュラム変更や学期毎の料金、分割払いの変更が含まれます。その変更には従って頂きます。

5 代金の支払いについて

○各学校、留学プログラム申込み時点で、申込金の義務は生じませんのでご安心ください。

各種学校や、留学プログラム申込決定後、各機関が発行する請求書を当社より受け取って、5営業日以内にお支払ください。

5営業日を過ぎる場合は、当社担当カウンセラーまで遅れる旨を伝え、了承の旨の連絡を受け取って下さい。

代金支払い方法については、海外送金もしくは、各機関が受け取れるクレジットカードを基本とします。

もし円建てでお支払いをしたい場合は、当社取引先による、請求書発行に従いお支払ください。

海外送金手数料については、申込者負担とします。海外送金手数料は、日本の各銀行の設定手数料と、オーストラリアの銀行は、弊社利用銀行の場合、25ドルといたします。

当社スタッフが、郵送、またはFAXにて申込書（学校や滞在など各手配機関への提出書類）を受け取った日から出発日までを起算して21日以内の場合は、緊急手配料金として、88ドルをご請求申し上げます。

請求書の有効日を過ぎて代金支払いの遅延により学校、留学プログラムが提供する金額が変更されたときは、請求書の再発行をして、その金額に従って頂きます。

各学校やその他留学プログラムが特別価格設定を行っている場合は、期間の定める期日までの支払いを行って頂きます。

サービス及び代金に含まれるもの

当社が規定する留学業務と、その他個々の留学プログラムの規定によります。

サービス及び代金に含まれないもの

入国、出国の際の航空券、渡航手続きの諸費用（パスポート申請代金、ビザ申請代金）とその手配料金。

6 代金の変更

○当社は、一度支払い頂いた後の代金の変更は一切行いません。ただし、当社以外の機関からの請求については、当該機関の定めた規定に従い変更もごさいます。その際の代金の差額については、増額について

は、ご請求申し上げ、減額については、差額分をご返金申し上げます。ご返金については、海外送金を行い、手数料は申込者負担としております。入国後に申込者の都合により、契約を変更される場合の払い戻しは一切行っていません。

7 契約の変更

○契約成立後の各種学校、その他留学プログラム、(滞在先機関への変更依頼も含む)の変更手続きは、一度解約・取り消しをして、新たに申し込み手続きを行っていただきます。その場合、契約の取り消しは以下の規定に従って頂きます。

契約取り消しの際には、該当機関の規定に従って頂くことと、当社から取消料も申し受けます。

但し以下の変更については、変更手数料を以下の通りとし、1回のみ受け付け可能とします。

学校のコース開始日の変更 ⇒ 変更申告日がコース開始から起算して31日前まで 無料

変更申告日がコース開始から起算して30日前以降 \$100

契約の変更日を当初の予定より、1年以上または未確定延長する場合は、取り消しをして、その予定日が確定、そして1年以内になった場合に新たに契約して頂きます。入国後・コース開始後に申込者の都合により、契約を変更される場合の払い戻しは一切行っていません。

8 契約の取り消しについて

契約の取り消しについては、以下の取り消しにかかる費用を頂戴、もしくは該当機関より請求申し上げます。

8-1 該当機関の取り消し料金規定

申し込みされた該当機関(学校、滞在先など)の規定書に記載しております。

8-2 当社の取り消し料金規定

以下に記載する金額をお支払い頂きます。

申込者の解除権

申込者は、次に定める取り消し料金をお支払い頂くことで、いつでも契約を解除できます。

⇒解除申告日が出発予定日(※コース開始日)から起算して90日前まで \$500

⇒解除申告日が出発予定日(※コース開始日)から起算して89日から31日前まで \$750

⇒解除申告日が出発予定日(※コース開始日)から起算して30日前以降 \$900

⇒解除申告日が出発予定日(※コース開始日)から起算して当日以降 支払い頂いた金額全額

※すでにオーストラリアにいらっしゃる方は、コース開始日を適応

※パッケージでお申し込みの方(複数の学校コースやその他プログラムを同時にお申し込み)の場合は、入学許可証が複数の場合、コース開始日をそれぞれ入学許可証ごとに設定させて頂き、取り消し料金の設定は、各入学許可証記載のコース開始日から起算して行います。

※入学許可証が無いパッケージ申し込みの場合は、全て、各取り消し料金にプラス取り消しを行いたい当該コース料金の30%を別途取り消し料金として徴収します。

※すでにオーストラリアへ入国している方で、コース開始日の記載が無いプログラムを申し込みされてい

る方は、プログラムを申し込みした日をもってコース開始日とします。

ラララ・オーストラリアの解除権

当社は次に定める規定内の範囲によって、いつでも契約を解除することができます。

ここでの契約解除は、当社と申込者本人におけるものとし、各種学校や留学プログラム提供企業から契約が成立した後の解除は、その当該機関からの違約金が生じる可能性があります。

⇒申込者が年齢、資格、技能、その他の条件を満たしていないことが明らかになったとき

⇒申込者が当社の手配に支障をきたす場合

⇒申込者が申込書類などを期日までに提出しなかったとき

⇒申込者の連絡先に当社から電話または電子メールにより連絡をとっても返信をいただけないとき

⇒申込者が各滞在機関で滞在している間に、同じ部屋に住んでいる人、もしくは近隣住民の生活を妨げる行為をした場合や各種学校での素行が劣悪であった場合など。

○変更の通知方法は、郵便、または弊社なんでも相談フォームの方法にて御連絡ください。解除申告日は、郵便は消印日、なんでも相談フォーム利用の場合は、フォーム送信日とします。

○返金の際には、送金手数料、銀行手数料を差し引いた額を、返金する日の為替レートで日本円に換算し、返金致します。

○返金の支払い時期は、当該機関へ解除の通告と清算の指示を出し、全ての解除処理と当該機関より返金を受け取り次第早急に行います。

9. 申込者の自己都合による契約の取り消しについて

○学校契約の申込者から、以下のような自己都合による契約の取り消しについては、受け付けません。

学校環境への不満

講師への不満

コース（クラス）への不満

○滞在先（ホームステイ、学生シェアハウス、学生寮）の申込者から、取り消しなどの問い合わせに関しては直接手配会社へお問い合わせ頂きます。ただし、下記の様な自己都合は受け付けません。

同居している他の生徒様への不満

滞在先の立地への不満

10 ラララ・オーストラリアの責任

①当社は各留学プログラム手配の履行にあたり、故意、または過失により、申込者に損害を与えた場合は、その損害の相当額を賠償いたします。

②申込者が次の事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は、本項①の責任は負いません。

A. 天変地異、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる日程の変更もしくは中止。

B. 運送、宿泊期間などのサービス提供の中止や遅延、不通、スケジュール変更・経路変更またはこれらのために生じる日程の変更、もしくは中止。自由行動中の事故、食中毒、盗難など。

- C. 官公署の命令、外国人の出入国の規制、伝染病による隔離または、これらのために生じる日程の変更もしくは中止。
- D. 留学滞在中における学校施設や、宿泊施設の備品の破損など。
- E. 学校の規定変更による、カリキュラムの変更・コース時間の変更による留學生活の変化（アルバイトの就業時間、休日の過ごし型など）が変わった場合など

③学校が予告なく閉鎖（倒産）をした場合、弊社では授業料その他費用に関する責任を負いません。そのような事態が発生した場合、学校の所属している団体の補填指示に速やかに従って頂きます。

④学校が予告なく、カリキュラムの変更・コース時間の変更をする場合がございます。そのような場合は学校の指示に従って頂きます。

1 1 申込者の責任

申込者の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくは申込者が本契約の記載事項を守らなかったことにより、当社が損害を受けた場合は、当社は、申込者から損害の賠償を申し受けることができる。

1 2 その他

当社の手配を円滑に実施するために申込者は当社の指示に従って頂きます。また申込者が本書の事項をよく理解していなかった場合や申込者が弊社に申告をしていない事項（身体的、精神的病状など含む）により何らかの事件、事故で発生したいかなる損害に対しても当社は責任を負いません。現地での緊急サポート時の申込者の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、申込者の不注意による荷物紛失、忘れもの回収に伴う諸費用が発生した場合は、それらの費用は、申込者が負担します。

現地到着後の学校の延長や他の学校の申込の際には、必ず当社に相談して頂きます。

1 3 契約期間

当社のサポート期間は、契約の成立時から入国し、申込をした留学プログラムの就学期間とします。就学プログラムの申込をしていない方は、その申込されたプログラムの終了時とします。

上記条件書は、2011年8月31日に改訂されたものです。

条件の内容は、予告なく変更される場合があります。

上記条件書に同意し、留学申込をラララ・オーストラリアにて行います。

名前 _____ 日付 20__年__月__日

専門学校就学にあたって <同意書>

専門学校就学に関して同意して頂く事がございますので、一度お読み頂き、御理解の上お手続きを進めて頂けますよう宜しくお願い致します。下記に関しては、留学エージェントである私達では、管理できない部分になりますので、弊社では責任を負うことができません。下記のことにご注意頂き御同意の上、お申込みのお手続きを進めて頂けますよう宜しくお願い致します。

1：コース科目変更・料金変更

専門学校で提供される Vocational Education and Training コースは定期的に政府の教育機関からカリキュラムの編成の見直しが行われます。コース内容の変更やカリキュラム編成があった場合、コース期間が変更になる、料金（科目ごとの料金）が変更になるということが考えられます。

- ・コース内容や、カリキュラムの変更により、現在御案内しております料金から変更される場合がございます。その場合は学校からの変更に沿って頂き、差額がある場合は差額をお支払い頂きます。
- ・コース内容やカリキュラムの変更により、既にビザ（取得済でも、申請前でも）に対して、変更や再申請（ビザに付随する各種変更）などが起こる場合があります。

（例）

- ・コース期間が長くなり、申請済みの学生ビザで新しいコースがカバーされない場合、新たに学生ビザを申請する必要がある場合がございます。また 学生ビザが延長される期間、OSHC（学生保険）も延長する必要があります。
- ・コース期間が短くなる場合、コース終了後 28 日以内に次のビザを申請するか、日本への帰国を選択する必要があります。

- ・コース期間内で予定されていた試験や授業がコース期間外になることが想定されます

（例）

International Certification 試験を受けることができるコースの場合（例 IFA、ITEC、CIDESCO などの国際資格）、コース期間内に各試験が行われないことも想定されます為、申請済みの学生ビザでカバーされない場合で且つ試験を受けることを希望する場合は、ビザの延長手続きを行うことを視野に入れておいてください。

2：学校オリエンテーション

オリエンテーションの案内については、申込みされた学校、もしくは当社からご連絡申し上げます。コース開始 3 週間前になってもオリエンテーションの案内が来ない場合は、必ずラララ・オーストラリアスタッフにお問い合わせ下さい。

3：学生保険（Overseas Student Health Cover ※OSHC）

学生ビザ保持者は、就学期間分の学生保険（OSHC）に加入する必要があります。お申込時に申込をされていない場合は、ご自身にて手配願います。

また、語学学校と専門学校を同時に、お申込された方や学生ビザを延長された方は、就学分を全てカバーしていない可能性がございますので、ご自身で各保険会社に確認・延長手続きをして頂きます。

4：退学する場合

語学学校や専門学校を途中でお辞めになる場合は、学校またラララ・オーストラリアスタッフまで御連絡下さい。

返金に関する規定は、各学校の返金規定、且つラララ・オーストラリア申込条件書に従って頂きます。

個人の都合でお辞めになる場合は、学校への通知やリリースターの取得は各自で行って頂きます。

尚、学校の退学をもって学生ビザのキャンセルとならない場合がございますので、必ずご自身で移民局に確認して下さい。

宜しくお願ひ申し上げます。

御一読・御理解頂けましたら、下記サインをして担当スタッフまでご返信ください。

LALALA Australia Pty Ltd

上記条件書は、2011年8月31日に改訂されたものです。

条件の内容は、予告なく変更される場合があります。

上記を理解し、学校の入学手続きを進め、入学することを同意致します。

日付

申込学校

申込者サイン

LALALA Australia Pty Ltd level2, 309 Pitt Street, Sydney, NSW 2000 Australia
<日本事務局> 滋賀県大津市打出浜 2-1 滋賀県産業支援インキュベーションオフィス 402
Phone:0120-994-003 Fax:077-522-9760